

# 保険診療 基本法令テキストブック

## 医科／令和2年4月版

### 医療保険制度の概要と関係法令

#### 正誤・追補

本書の内容に誤りがありました。お詫びして訂正いたします。また、以下の政令・事務連絡等により、本書の内容に変更が生じたので、ここに追補します。

○ 令和2年3月31日 医療課事務連絡／ ○ 令和2年4月30日 政令第155号

頁	欄	行	訂正前	訂正後
113	-	上から17行目	令和元年3月1日現在	令和2年3月1日現在
頁	欄	行	変更前	変更後
45	右	上から4～7行目	(令和元年5月22日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日施行)	(令和2年10月1日施行)
49	右	上から3～7行目		
57	右	上から3～7行目		
58	右	上から8～12行目		
58	右	下から4～1行目		
59	右	上から3～7行目		
60	右	下から5～1行目		
67	右	上から3～7行目		
68	右	下から5～1行目		
72	右	上から3～7行目		
73	右	下から15～12行目		
74	右	上から3～7行目		
85	右	上から3～7行目		
92	右	上から3～7行目		
92	右	下から16～12行目		
94	右	上から3～7行目		
120	左	【特掲診療料の施設基準等】2段表の左上から4行目の「ウイルス疾患指導料」の次に、右の項目を追加	外来栄養食事指導料の注2	
120	左	同2段表の左上から17行目	乳腺炎重症化予防・ケア指導料	乳腺炎重症化予防ケア・指導料
121	左	同2段表の左上から5～9行目	持続血糖測定器加算及び皮下連続式グルコース測定 持続血糖測定器加算（間歇注入シリンジポンプと連動する持続血糖測定器を用いる場合）	持続血糖測定器加算（間歇注入シリンジポンプと連動する持続血糖測定器を用いる場合）及び皮下連続式グルコース測定
122	左	同2段表の左下から9～6行目	医科点数表第2章第10部手術の通則の19に掲げる手術（遺伝性乳癌卵巣癌症候群患者に対する子宮附属器腫瘍摘出術に対する乳房切除術）	医科点数表第2章第10部手術の通則の19に掲げる手術（遺伝性乳癌卵巣癌症候群患者に対する子宮附属器腫瘍摘出術）
137	右	下から4～1行目	(令和元年5月22日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日施行)	(特定健診情報の閲覧は令和3年3月、服薬履歴の閲覧は令和3年10月開始)
168	右	上から4～7行目	(令和元年5月22日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日施行)	(令和2年10月1日施行)
168	右	下から18～15行目		
179	右	上から4～7行目		
183	右	上から4～7行目		
184	右	下から19～16行目		
197	右	上から4～7行目		

※P139～142に掲載の被保険者証・認定証等の様式において、被保険者番号の枝番の欄が追加されています。